

○
平成省令第三十号(昭和五十七年大蔵財務省告示第二百六十七号)が、平成二十三年七月八日(以下「本件等」といふ)に施行された。本件等は、利付国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣野田佳彦)である。

本件等は、利付国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣野田佳彦)である。

本件等は、利付国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣野田佳彦)である。

本件等は、利付国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵財務大臣野田佳彦)である。

六

イ
發

価 入 価・別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価・別 債 発 競
 競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 入

五

ハ ロ イ
方 募

入 価 法 入
 札 格 決
 發 競 定
 行 争 の

額 面 金 額 で 一 兆 九 千 九 百 五 十 四

込 募 各 割 各 当 も 各
 み 限 国 り 申 て の 申
 の 度 債 当 込 る か 込
 応 額 市 て み 。 ら み
 募 の 場 る の そ の
 額 範 特 。 応 の う
 を 囲 別 募 応 ち
 割 内 参 額 募 応
 り に 加 を 額 募
 当 お 者 案 を 価
 て い ご 分 順 格
 る て と に 次 の
 。 各 の よ 割 高
 申 応 り り い

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競
 入 場 も 加 、 た 価 格 国 定 特 あ 争
 札 特 の 者 財 後 格 競 債 め 別 つ 入
 發 別 に ご 務 に 競 争 市 る 参 て 札
 行 参 よ と 大 行 争 入 場 も 加 、 と
 一 加 る に 臣 わ 札 特 の 者 財 同
 と 者 發 応 が れ 札 發 別 に ご 務 時
 い ・ 行 募 各 る 行 参 よ と 大 に
 う 第 一 限 国 募 一 加 る に 臣 行
 。 II 以 度 債 入 入 と 者 發 応 が わ
 非 下 額 市 札 の い ・ 行 募 各 れ
 価 一 を 場 で 決 う 第 一 限 国 る
 格 国 定 特 あ 定 一 I 以 度 債 入
 競 債 め 別 つ を 及 非 下 額 市 札

七

口イ
払

非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非	入
競札格金	入価・別債入価・別債	発競	札
争発競金	札格第參市札格第參市	行争	發
入行争額	発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入

九二兆八億百四万五千二百六十六円	でた条特二利第別千付一会四国項計百債のに四に規関十つ定す二いにる億て基法円、づ律額き第面發四金行十額し六	でた条特でた条特十に規萬一付一会七つ定う億千利第別九利第別七つ定円兆國項計億いにち円九付一会十付一会億いに、八債のに二て基、百國項計二國項計五て基同千に規関千はづ財四債のに億債のに千はづ法五つ定す八、き政十に規関七に規関五、き第十いにる百額發法三つ定す千つ定す百額發六九て基法六面行第一億いにる六いにる八面行十億はづ律十金し四円て基法百て基法十金し二千、き第五額た条、づ律万、づ律万額た条五額發四万で利第一額き第円額き第円で利第百面行十円九付一面發四面發四八付一五金し六、百國項金行十金行十百國項十額た条特九債の額し六額し六九債の五で利第別十に規
------------------	--	---

二ハロ

十 ロ イ 一 発	九 八	二 ハ		
別債行争非者特国札非入価發	替 額 単 面 位 金	低行争非者特国行争非者特国札 入価・別債發入価・別債發 札格第参市行 發競II加場		
参市及入価・別債發競札格行行				
加場び札格第参市行争發競価				
者特国發競I加場、入行争格日				
錢額	平す額の振	五	四二	万千
面以面	成るの記替	万	万千	円九
金上金	二。整載法	円	円四	百
額の額	十数又の		百	四
百そ百	三倍は規		四	十
円れ円	年の記定		十八	八
にぞに	七金録に		十八	億
つれつ	月額はよ		億	二
きのき	八に、る		五千	千
百応百	日よ最振		九	四百
円募円	る低替		百	六
二価二	も額口		三十	十一
十格十	の面座			
七五	と金簿			

下は払し払平 (二)

、期た期成控得は出に住時額金にの口るに
 次そが金と二除税外しは者にへ額よに座も係發
 号の銀額し十すの国た、又おたにりつにのる行
 及翌行を、三る税法金前はいだ百算い記と所時
 び営休支次年こ率人額記外てし分出て載し得に
 第業業払の十とをがに(一)国取、のしは又て税お
 十日日う算二が乗適當の法得当二た、は振がい
 六にに。式月でじ用該算人す該十金前記替源て
 号支當たに二きたを非式でる國を額記録口泉、
 に払ただよ十る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
 おうるしり日^{。額}け住よるがをじらのれ簿収の
 いへと、算を^(一)る者り場非発た當算る中さ利
 て以き支出支を所又算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{18}{365}$$

(一) 年
 む十式は一
 も号に、募・
 のによ払入二
 と規り込決バ
 す定算金定一
 るす出額のセ
 るしに通ント
 期た加知ト
 日金えを
 に額、受
 払を次け
 い第のた
 込二算者

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年六月二十日及び十二月二日を支払期とし、各支払期におる利子を支払う。[。]以前六月間に属する利息は、その日以前の利息を除いて、日本銀行が額面金額百円につき百円を支払う。平成十三年六月二十日

規定する期日について回し。)。